の方針でもあつた、故に今日クラブが左翼團体を包含して
ゐるが故を以つて直ちに之を左翼跳梁又は[illegible]の手
先なりと反対する事は不当である、クラブの組織の中に
在つて、左翼反動化する事を防止し、更に階級的戦
線統一に導くことを、我々の任務とする。之れは将来の実
践に依つて証明されるもので、一時的に判断すべきものではない。
故に之れはクラブから脱退する理由とはならない。（中略）
我々は従来に左翼に追随する事なく、又右翼に
偏向する事なく、真の階級的全的強く戦線統一の
為め全力を傾注しなければならぬが、労働組合の統体的
意思表示機関を持たない今日、又現在の社会情勢に
於て、一階階として、又過渡期に於ける存在として
労働クラブの結成を許容し、其の合同性を認めるもので

ものである。云々（中略）
従来我が労働運動界に於ける通弊として、競
争的に各組合がもの事をたくらみ、其結果、右翼左翼
中間と云ふ具合に分裂的となり、従ふに支配階級、ブルジョア
の物笑のとなつて居る。（例へば労働立法促進委員会に対する
全国労働組合会議準備会と云ふが如し）
我々は、今日左、中左、右目何れも言ヘ其立場と主張とを
異にしてゐるが故に、此の立場と主張とを異にせるものが相提
携せんとする場合、互に言ひ分の議論を闘つてなす事は、
又致し方のない所である。然かもクラブの規約と同盟の中央委員
会の決定とは、其精神に於て相反するものでもなく、又合盟
の運動方針の上に何等の変化を負はすものでないと信ずる。
のみならず我々は、俱楽部を通[illegible]じて、我々の主張や

財團法人協調會